

公布された規則のあらまし

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第七五号）

1 規則の題名を佐賀県家畜伝染病予防法施行細則に改めることとした。（題名関係）

2 検査又は注射を行った旨の表示について、らく印又は耳票を付する義務規定を削除することとした。

3 口蹄疫等の初発の疑似患畜は、殺処分をせずに病性鑑定をする旨の規定を削除することとした。

4 家畜伝染病（国が指針を作成したものを除く。）のまん延を防止するため、家畜等の移動等の制限等について定めることとした。（第一条～第一四条関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、公布の日から施行することとした。

7 佐賀県家畜伝染病予防規則は、廃止することとした。（附則第二項関係）